

## 「鶴川水系河川整備計画[変更]（原案）」

### について意見を募集します

北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた鶴川水系河川整備計画の見直しを進めるに当たり、河川法第16条の2第4項<sup>※</sup>の規定に基づき、関係住民の方々からご意見を頂くため、下記のとおり「原案を縦覧」するとともに「住民説明会」「公聴会」を開催しますのでお知らせします。

#### 記

- 縦覧場所： むかわ町、室蘭開発建設部、鶴川沙流川河川事務所、  
また、室蘭開発建設部ホームページでも閲覧いただけます。
- 縦覧期間： 令和7年7月4日（金）から令和7年7月31日（木）まで  
（各施設の開庁時間内に限ります。）
- 住民説明会： 令和7年7月10日（木）18：00～  
むかわ町産業会館 2F 第3会議室
- 意見の募集期間： 令和7年7月4日（金）から令和7年7月31日（木）まで  
（郵送の場合は必着、メール・FAXの場合は17：00までの送信分有効）
- 公聴会： 令和7年8月6日（水）18：00～  
むかわ町産業会館 2F 第3会議室
- 詳細を別紙1に記載しておりますのでご確認ください。

※ 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川法第16条の2第4項に基づき関係住民の意見を反映させるために住民意見の聴取を行う事が義務づけられております。

[参考] 室蘭開発建設部ホームページ（鷓川水系河川整備計画）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000053il.html>

**【問合せ先】**

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

治水課 課長

濱中 昭文

電話 0143-25-7045



治水課 流域治水対策専門官 大西 正容

鷓川沙流川河川事務所 計画課 課長

村田 陽子 電話 01457-2-4222

計画課 流域治水対策専門官 松島 義明

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>

## 「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」に対する意見募集について

令和 7 年 7 月 4 日

国土交通省北海道開発局では、近年の気候変動や流域治水等を踏まえた河川整備計画の見直しにあたり、「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」について、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

## 意見募集要領

## 1. 意見募集の対象

鶴川流域（主にむかわ町）にお住まいの皆様等、関係住民の皆様から「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」に関するご意見を伺います。

## 2. 意見の募集期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）～令和 7 年 7 月 3 1 日（木）

（郵送の場合は当日必着、電子メール・FAX は 17：00 までの送信分まで有効）

## 3. 提出方法

意見は、別添の意見書に記入していただくか、下記①から⑦の項目を記入していただいたものを電子メール、郵送、FAX のいずれかの方法で、以下 4. まで提出してください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名、担当者名）
- ② 住所（市町村名）
- ③ 連絡先（電話番号又はメールアドレス）
- ④ 年代（20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上）  
（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ 鶴川との関わり
- ⑥ 意見  
始めに「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」の該当箇所（章、ページ）を記入してください。
- ⑦ 公述の希望確認

## 4. 提出先

○電子メールの場合

hkd-mr-iken▲gxb.mlit.go.jp

※送信の際には「▲」記号を「@」に置き換えてください。

件名に「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局宛  
と明記してください。

○郵送の場合

〒051-8524 室蘭市入江町1番地14

国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部 治水課

「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

○FAXの場合

国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部 治水課

「鶴川水系河川整備計画[変更](原案)」意見募集 事務局 宛

FAX番号：0143-22-9170

5. 注意事項

- ① 意見が200文字を超える場合は、あわせてその内容の要旨(200字以内)を記載いただきますようお願いします。
- ② 日本語で記入してください。
- ③ 頂いたご意見とともに、属性(市町村名、年代)を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ 皆様から頂いたご意見に対して、同様の意見の数にかかわらず、その論点を整理し、論点ごとに考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- ⑥ 期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び以下のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

- ① インターネットからの資料入手

室蘭開発建設部ホームページ

(鶴川水系河川整備計画 [変更] (原案) の意見募集について)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000053il.html>

## ② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日・祝日を除く開庁時間）は、以下の場所において、「意見募集要領」及び「意見提出様式」の入手が可能です。また、「鶴川水系河川整備計画[変更]（原案）」の縦覧を行っています。

- ・ むかわ町役場 2階 総合政策課企画政策グループ  
（勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地）
- ・ むかわ町役場 穂別総合支所 1階 企画町民課企画管理グループ  
（勇払郡むかわ町穂別2番地1）
- ・ 室蘭開発建設部本部 1階 ロビー  
（室蘭市入江町1番地14）
- ・ 鶴川沙流川河川事務所 2階 （沙流郡平取町字二風谷24番地4）

※ 事前に来庁日時のご連絡をお願いいたします。

TEL : 01457-2-4222

## 7. 住民説明会の開催

鶴川水系河川整備計画[変更]（原案）に関する住民説明会を以下の日程で行う予定です。所要時間は1時間程度を予定しております。

○日時/場所：

令和7年7月10日（木） 18：00～

むかわ町産業会館（2階第3会議室）

## 8. 公聴会の開催

公聴会の開催 鶴川水系河川整備計画[変更]（原案）に関する公聴会を以下の日程で行う予定です。

○日時/場所：

令和7年8月6日（水） 18：00～

むかわ町産業会館（2階第3会議室）

## 9. 公聴会の実施方法

- ① 公述人は予め提出していただいている意見書の範囲で公述いただきます。
- ② 公述時間は一人当たり15分以内を目安とさせていただきますが、公述していただく人数が多数の場合、短縮させていただくことがあります。
- ③ 公述人は公聴会での質問はできません。
- ④ 北海道開発局は公聴会では説明を行いません。
- ⑤ 公述希望者が多数の場合には、提出された意見書を踏まえ、公述人の選定をさせていただきます。なお、選定の結果は公述希望者全員に文書でご連絡いたします。

- ⑥ 公述人は代理人への公述依頼はできません。
- ⑦ 公聴人が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。
- ⑧ 公聴人は公聴会において意見を述べることはできません。
- ⑨ 交通費は支給されません。
- ⑩ 記録のための写真撮影、録音をご承知下さい。
- ⑪ 公聴会終了後、後日、北海道開発局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。
- ⑫ 公述の希望者がいない際には中止とさせていただきます。中止の際には室蘭開発建設部ホームページにてご案内いたします。

< 鶴川水系河川整備計画[変更](原案)に関する意見募集 事務局 >

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部 治水課

TEL : 0 1 4 3 - 2 5 - 7 0 4 5

鶴川水系河川整備計画[変更](原案)に関する

## 意見書

(郵送・またはFAX用) ※メールの場合は以下の内容が分かるよう記載ください。

令和 年 月 日

北海道開発局 室蘭開発建設部 治水課 宛

フリガナ

①氏名 \_\_\_\_\_ ④年代 \_\_\_\_\_

②住所(市町村名) \_\_\_\_\_

③連絡先(電話番号又はメールアドレス) \_\_\_\_\_

⑤鶴川との関わりについてお書きください(例: 鶴川の堤防を散歩等で利用している)

⑥意見

鶴川水系河川整備計画 [変更] (原案) の該当箇所 第 \_\_\_\_\_ 章 \_\_\_\_\_ ページ

※上記の記入欄が不足する場合は、本意見書と併せて別紙で提出して下さい。  
※頂いた意見は、公述を希望しない場合でも氏名・連絡先を除いて公表する場合がございます。  
※ご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめご了承ください。

⑦公聴会での公述について (○印を付けてください)

公 述	・ 希望します	・ 希望しません
-----	---------	----------

※公述を希望される方は、時間帯やご意見の内容等について確認させていただく場合がございますので、日中に連絡のとれる連絡先(電話番号)をご記入ください。

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

※氏名等の個人情報は河川整備計画策定以外に使用することはありません。

FAX : 室蘭開発建設部治水課 0143-22-9170